年	月	H

文京区長 殿

住 所 開設者

氏 名

電話番号 ()ファクシミリ番号 () ┌法人にあっては、名称、主たる ↑ し 事務所の所在地及び代表者の氏名 J

診療所、歯科診療所又は助産所開設届出事項一部変更届

医療従事者を変更したので、医療法施行令第4条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

- 1 名称
- 2 所在地

3 開設届出 年 月 日 第

号

4 変更した事項

職種	氏 名	免 年月日	許 番 号	臨床研修等修 了登録年月日 (注1·2)	就職(八)退職(出)	同年月日	備考	保健所 担当者 確認欄
					入・出			
					入・出			
					入・出			
					入・出			
					入・出			

(全体の従事者数)

職種	医師	薬剤師	看 護 師	准看護師	助産師	診療放射線技師	看護補助者	事務員		歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士		計
変更前														名
変更後														名

添	什	畫	類
1/1/5	41	一	一大貝

- (1) 医師又は歯科医師の臨床研修修了登録証(注1・注2) の写し及び免許証の写し
- (2) 助産師の免許証の写し
 - (注1) 平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免 許の申請を行った者であって平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者は、医療法 等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。) 第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法 の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。
 - (注2) 平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者は、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。